

## ○ 予算執行指針

### 1. 指針作成の目的

- ・ 予算執行に関する基本的な規範を示すことで、規約に違反した予算執行を防ぐ。
- ・ 費用見積もりについての基本的な規範を示すことで、稚拙な予算執行を防ぎ、理事長、役員、Kプロ委員が特定の業者と癒着する可能性を排除する。

### 2. 予算執行

- ・ 総会で議決された科目ごとの予算内で、予算執行を行うこと。
- ・ 予算執行は、理事長または役員会の承認を得ること。
- ・ 予算執行は、逐次、役員会議事録に記録を残し、組合員に報告すること。
- ・ Kプロの活動費の予算執行は、Kプロ委員長および理事長の承認を得ること。
- ・ 総会で例えば、「備品購入費」などに特定の物品の購入が盛り込まれていても、予算執行年度の理事長、役員会の判断・責任で予算執行を見送ることができる。ただし、そのような場合、予算執行を見送った理由を総会議案書に明記し総会で報告すること。
- ・ 「次期繰越金」は予備費ではないので、この科目から出費することはできない。

### 3. 修繕積立金会計の予算執行

- ・ 修繕積立金会計の予算は、総会で議決された目的（修繕工事）以外で予算執行することはできない。
- ・ 修繕積立金会計は、建物、設備などを維持・更新するための費用であり、消耗品や備品の購入、小規模な補修などに使用するものではない。
- ・ 総会で、修繕積立金会計の取り崩しおよび修繕工事が議決されていても、修繕工事内容や議決手続きに重大な瑕疵があった場合は、予算執行年度の理事長、役員会の判断・責任で予算執行を見送ることができる。
- ・ 予算執行を見送った場合は、次の総会でその理由・経緯などを説明しなければならない。

### 4. 管理費会計（修繕費）の予算執行

- ・ 管理費会計の修繕費も、他の科目と同様に予算内で、予算執行を行うこと。
- ・ 管理費会計の修繕費は、緊急に工事を行う状況が発生した場合、予算内に収まらない場合が想定されるが、その場合は管理組合規約に則って、臨時総会を開き修繕工事の実施および修繕積立金の取り崩し議決を行うこと。

## 5. 予算超過・収入未達

- ・ 総会で議決された予算を超過して予算執行を行った場合、その理由を総会議案書に明記し総会で報告すること。
- ・ 収入が予算に対して未達だった場合、その理由を総会議案書に明記し総会で報告すること。

## 6. 費用の見積もり

- ・ 修繕工事などの見積もりは、費用金額により概ね次の数の業者から相見積もりを取得して比較すること。

金額	相見積もり数	備考
100,000～1,000,000 円	1 社以上	
1,000,000～10,000,000 円	2 社以上	
10,000,000 円以上	3 社以上	

- ・ ただし、内容によって指定された数の業者から見積もりを取るのが困難な場合や、継続して工事や作業を行っている場合は、この限りではない。
- ・ 相見積もりを取る場合、業者が出した見積もり内容を、他の業者に漏洩しないこと。

## 7. その他

- ・ 業者から請求書が届いたら、速やかに処理を行い支払いを行うこと。
- ・ 業者と工事の金額によっては、工事途中で分割での支払いを求められることがあるが、業者の事情を考慮して応じること。
- ・ 業者にキックバックを要求しないこと。